

伊丹市ソーシャルメディア運用要綱

伊丹市職員の公式ソーシャルメディア利用に関する要綱（平成26年12月制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、ソーシャルメディアを活用して市政情報を発信することについて、ソーシャルメディアの適切な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネット上のサービスを利用して利用者が双方向で情報のやりとりを行うことができる X, Facebook, LINE, YouTube, Instagram 等の情報伝達媒体をいう。
- (2) 公式アカウント 本市が職務上、管理し、及び運用するアカウントをいう。
- (3) 課等 伊丹市事務分掌規則（昭和38年伊丹市規則第4号）第4条に規定する課等並びに消防局、議会事務局、行政委員会又は委員の事務局及び地方公営企業の課等をいう。

（公式アカウント及び発信情報）

第3条 本市がソーシャルメディアにおいて取得し、運用する公式アカウントの種類は次に掲げるとおりとし、当該公式アカウントにおいて発信する情報は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報・シティプロモーション課アカウント 市政情報、街の魅力その他次号に規定する情報以外の情報
- (2) 個別アカウント 特定の事務又は事業に関する情報

（アカウントの明示）

第4条 広報・シティプロモーション課長は、なりすまし等を防止するため、本市が運用するソーシャルメディアのサービス名及びアカウントの名称を本市ホームページに掲載し、当該アカウントが本市の公式アカウントであることを明らかにしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、第6条第1項に規定する管理責任者等は、なりすまし等を防止するため、別に定める対策を講じなければならない。

（管理責任者等の設置）

第5条 ソーシャルメディアの公式アカウントの運用を行う課等（複数の課等により一の公式アカウントを運用する場合は、当該運用を行うそれぞれの課等）に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、課等の長をもって充てる。
- 3 管理責任者の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) アカountの運用及び管理に関すること。
 - (2) アカountの ID 及びパスワードの管理に関すること。
 - (3) 情報発信の内容及び発信された情報に係る対応に関すること。
- 4 一の公式アカountについて複数の管理責任者が置かれる場合においては、当該アカountの管理責任者を統括する者として、運用管理者を置く。
- 5 運用管理者は1人とし、そのアカountに係る管理責任者のうちから定めるものとする。
- 6 第3項の規定にかかわらず、運用管理者が置かれる場合における運用管理者及び管理責任者の所掌事務については、次に掲げる責任者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 運用管理者 第3項第1号に掲げる事務及び同項第2号に掲げる事務（アカountの ID 及びパスワードの設定又は変更に関することに限る。）
 - (2) 管理責任者 第3項第2号に掲げる事務（運用管理者が所掌する事務を除く。）及び同項第3号に掲げる事務
- 7 前各項の規定にかかわらず、ソーシャルメディアの公式アカountの運用に係る事務を事業者への委託により実施する場合においては、別に定めるところにより、運用管理者及び管理責任者を置く。
(運用の開始の報告等)

第6条 管理責任者（運用管理者が置かれるときは、運用管理者。以下「管理責任者等」という。）は、ソーシャルメディアの公式アカountの運用を開始しようとするときは、公式アカountにおける情報発信の内容及び方法等について定めた運用ポリシーを策定し、別に定める様式により、運用開始の1か月前までに広報・シティプロモーション課長に報告しなければならない。

- 2 管理責任者等は、運用ポリシーの内容又は管理責任者等に変更があったときは、別に定める様式により広報・シティプロモーション課長に報告しなければならない。
(遵守事項)

第7条 ソーシャルメディアの公式アカountを通じて情報の発信に従事する職員は、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解し、発信する情報を正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないようにしなければならない。

(禁止事項)

第8条 次に掲げる内容を含む情報は、ソーシャルメディアにより発信してはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある内容
- (2) 本市又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (3) 本市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある内容
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とする内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とする内容
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容又は単に噂を助長させる内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報进行特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する内容
- (10) 他のユーザー又は第三者等になりすまして発信されたものと判断される内容
- (11) 有害なプログラム等を含み、又は含むと判断される内容
- (12) 本市以外の者が本市の発信する内容の一部又は全部を改変する内容
- (13) 利用するソーシャルメディアサービスの規約に違反する内容
- (14) 前各号の内容を含むウェブサイト等を紹介する内容
- (15) 既に投稿された内容（似通った内容を含む。）をみだりに繰り返す内容（コメントの削除）

第9条 ソーシャルメディアの公式アカウントを通じて情報の発信に従事する職員は、情報発信に対して利用者から投稿されたコメントの内容を確認し、前条に規定する禁止事項に該当し、又は該当する疑いがあると判断した場合は、速やかに管理責任者等へ報告するものとする。

- 2 管理責任者等は、利用者から投稿されたコメントの内容が前条各号に規定する禁止事項に該当すると判断したときは、当該利用者への予告なく、情報の削除その他必要な措置を講ずることができる。

（知的財産権）

第10条 ソーシャルメディアの公式アカウントに掲載される個々の情報（画像、動画等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、本市又は本市以外の原著作者等に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

（免責事項）

第11条 本市は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとする。

- 2 本市は、ソーシャルメディアに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損

害が発生したとしても、本市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(運用の停止又は終了)

第12条 管理責任者等は、ソーシャルメディアの公式アカウントの運用の目的を達成した場合のほか、ソーシャルメディアの不具合その他の不測の事態により公式アカウントの運用を継続することが困難であると判断したときは、公式アカウントの運用を停止し、又は終了することができる。

2 管理責任者等は、公式アカウントの運用を停止し、若しくは終了したとき又は停止した公式アカウントの運用を再開したときは、別に定める様式により、広報・シティプロモーション課長に報告しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年3月7日から施行する。

(令和5年度における開始の報告の特例)

2 この要綱の施行の日において、既に運用が開始されている公式アカウントに係る第6条第1項の規定による報告については、同項の規定にかかわらず、令和6年3月25日までに行うものとする。